

新型コロナウイルス感染症対応に係る政府の支援（ご案内）

政府が行う各種支援のうち、医療機関の皆様が利用可能な助成金・猶予等をご案内します。

当財団契約の社労士がご相談をお受けいたしますので、ご一報ください。

RIC契約医療機関の相談は無料です。

*ご案内は、令和3年2月16日現在のものです。最新情報は各公式ホームページ等をご確認ください。

お問合せ・申込み先

時 間 平日10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

TEL 03-5684-5516

FAX 03-5684-5522

E-mail info@rousai-ric.or.jp

* 上記メールアドレスをクリックすると当財団HP「ご意見等」メールフォームに遷移しますので、件名に「助成金」と入力したうえ、必要事項を入力して送信してください。

① 新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

[公式HP](#)

対象期間	令和2年4月1日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末
申請期限	支給対象期間の末日の翌日から2か月以内
助成内容	<ul style="list-style-type: none">休業手当相当額×助成率4/5（中小企業）、2/3（大企業）等を助成。解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業は10/10、大企業3/4。小規模（20名以下）は助成額算定簡略化あり。また、一定の条件に該当する大企業は、緊急事態宣言対応特例として、助成率4/5（解雇等をせず雇用の維持に努めた企業は10/10）に引き上げ。助成金日額上限15,000円。
要件	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るため労働者を休業させ、休業手当等を支払った場合が対象。生産指標要件前年同月比▲5%。学生アルバイト・パート労働者（週20時間未満）も対象。

* 問合せ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL 0120-60-3999（9：00～21：00 土日・祝日含む）
→ 厚生労働省HP[「雇用調整助成金」](#)

② 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

[公式HP](#)

対象期間

令和2年2月27日～令和3年3月31日

申請期限

令和3年3月31日（令和2年10～12月分）、令和3年6月30日（令和3年1～3月分）

助成内容

- 有給休暇の賃金相当額×10/10を助成。
- 助成金 **日額上限15,000円**。
- 支援金（フリーランス） **日額上限7,500円**。

要件

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、子供の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主が対象。

* 問合せ先


学校等休業助成金・支援金、雇用助成金コールセンター TEL 0120-60-3999（9：00～21：00 土日・祝日含む）
→ 厚生労働省HP [「小学校休業等対応助成金」](#)

③ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

[公式HP](#)

対象期間	令和2年4月1日～令和3年2月28日
申請期限	令和3年3月31日（令和2年10～12月分）、令和3年5月31日（令和3年1～2月分）
助成内容	<ul style="list-style-type: none">休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数）。日額上限11,000円。
要件	新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった労働者が対象。 （事業主は①の雇用調整助成金の活用による雇用維持に努めることとされています。）

* 問合せ先

- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  申請について [ご案内](#)（事業主用）申請の記入方法 [（事業主用）申請書の記入方法](#)
- コールセンター TEL 0120-221-276（月～金8：30～20：00 /土祝日8：30～17：15）

④ 労働保険料・厚生年金保険料等の猶予について（新型コロナウイルス感染症関連）

労働保険料

納付猶予の特例

事業に係る収入に相当の減少（前年同期比概ね▲20%以上）があった事業主の方にとっては、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。

[厚生労働省HP①](#)

厚生年金保険料等

納付猶予の特例

事業に係る収入に相当の減少（前年同期比概ね▲20%以上）があった事業主の方にとっては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予することができます。

[厚生労働省HP②](#)

【契約社労士】

河合智則 オフィスKAWAI代表（前RIC事務局長）

高橋 健 たかはし社会保険労務士事務所 所長